定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月十四日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目二七番二四号
株式会社登喜エンタープライズ
代表取締役　根本　智恵

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月十四日

静岡県浜松市南区高塚町四八八八番地
遠州建設株式会社
代表取締役　松山　美廣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月十四日

中部紙工株式会社
代表取締役　髙橋　茂

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年六月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年五月十四日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目二七番二四号
株式会社登喜エンタープライズ
代表取締役　根本　智恵

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年五月十四日

静岡県掛川市富部二七五番地の一
協和工業株式会社
代表取締役　山﨑　成夫

株式交換につき株券等提出公告

当社は、貝印株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年六月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年五月十四日

岐阜県関市小屋名一一一〇番地
カイインダストリーズ株式会社
代表取締役　遠藤　宏治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である頼志賢が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月十四日

横浜市港北区新横浜一―二―一新横浜ファーストビル二F
プロゲート・グループ・コーポレーション
日本における代表者　頼　志賢

限定承認公告

本籍愛知県春日井市岩成台六丁目二番地三、愛知県春日井市石尾台一丁目二番地タウン石尾台一二三号棟五号室
被相続人　亡　阿部　重穂

右被相続人は平成二十五年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年四月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十四日

埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目一四八一番地一コーポ大成一〇二
相続財産管理人　阿部　桂子

限定承認公告

本籍東京都渋谷区本町五丁目三〇番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市ふじみ野西三丁目九番一号プリズムコートふじみ野三一八
被相続人　亡　田中　雅樹

右被相続人は、平成二十六年二月十八日に死亡し、その相続人は平成二十六年四月二十四日に、さいたま家庭裁判所川越支部にて、限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥いたします。

平成二十六年五月十四日

東京都新宿区四谷一―二伊藤ビル七階四谷法律事務所
限定承認者田中幸子
代理人弁護士　山本　真一

限定承認公告

本籍東京都足立区古千谷本町三丁目一六番地二八、最後の住所東京都足立区古千谷本町三丁目六番八号
被相続人　亡　加藤　修

右被相続人は平成二十四年六月九日死亡し、その相続人は平成二十六年四月二十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十四日

東京都足立区古千谷本町三丁目六番八号
相続財産管理人　加藤　修二

限定承認公告

本籍愛知県江南市古知野町小金一六番地、最後の住所愛知県犬山市前原西三二番地一シルバーホームほほえみ
被相続人　亡　菅原シゲ子

右被相続人は平成二十六年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十四日

神奈川県横浜市港北区綱島西六丁目二番一一号Ｋ２ホーム二〇五号室
限定承認者　菅原　広信

限定承認公告

本籍京都府向日市物集女町南条六三番地一八、最後の住所京都府向日市物集女町南条六三番地の一八
被相続人　亡　片山　昭三

右被相続人は平成二十五年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年五月七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十四日

京都府向日市物集女町南条六三番地の一八
相続財産管理人　片山　昭子

限定承認公告

本籍長野県佐久市望月二五七番地、最後の住所大阪府豊中市野田町五番三三―二〇一号
被相続人　亡　西野入袈裟夫

右被相続人は平成二十六年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年四月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十四日

大阪府豊中市野田町五番三三―二〇一号
相続財産管理人　李　渭順

正誤

ページ	段	行	誤	正
一五	下	終りから九	宅地建築物取引業者	宅地建物取引業者
一六	上	〃一八	改める。	改める。

一六ページ上段終りから一二行目から一七ページ上段三行目の「別表第四」は「別表第五」の誤り。

（原稿誤り）

一六	上	終りから一〇	田川ダム	田川田川ダム
〃	下	〃六	三重国道事務所	三重河川国道事務所
一七	上	一一	一般国道第二	一般国道二号
〃		二〇	号	

同日（同号外）公布国土交通省令第二十九号（国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一九	下	終りから一〇	津波等	地震、津波等
二〇	上	〃一六	及び第九十九条	から第九十九条の二まで

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十四日付第一〇五号七
調達第八七号二四ページ

二ページ●同日付第一〇六号三二ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）